

福島県住宅復興資金利子補給事業のご案内

1. 概要

東日本大震災により、自らが居住していた住家が被災したことから、新たに住宅の建築や購入のため、又は増改築や補修を目的に金融機関から500万円以上の借入を行った場合に、震災時の時点で保有していた被災住宅に関する借入金の5年間分の利子額について140万円を上限に、福島県が一括補助する制度です。

2. 対象者

次のいずれにも該当する方です。

- ①東日本大震災により自らが居住していた住居が被災し、市町村から半壊以上の「り災証明書」の発行を受けた方。
- ②平成23年3月11日の時点で、被災住宅に係る融資残高（複数の借入がある場合はその合計額）が500万円以上有する方。
- ③福島県内に自らが居住するために、平成23年3月11日～平成28年2月28日までに住宅の建設もしくは購入又は補修を目的に金融機関から借入（複数の借入がある場合はその合計額）を500万円以上行った方。

利子補給金の交付に関する手続きは当行がお手伝いいたしますので、新規住宅資金やリフォーム資金のお申込は、当行に安心してお任せください。



※住宅復興資金利子補給事業の詳細については、福島県作成のリーフレット及びQ&Aを参照してください。